

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成21年度の指導監督状況

所管官庁照会先

所管官庁名	合特殊 理殊 化法 計人 画等 関整 係理	法人名	民間法人化 年月日	担当部局名	連絡先	所管官庁の公表ホームページアドレス
警察庁	◎	自動車安全運転センター	平成15年10月1日	交通局交通企画課	03-3581-0141 (内線5062)	http://www.npa.go.jp/svokan/koutsukikaku/home1.htm
金融庁	◎	日本公認会計士協会	平成16年4月1日	総務企画局企業開示課	03-3506-6264	http://www.fsa.go.jp/koueki/index.html
総務省		日本消防検定協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課	03-5253-7523	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/svokan/ichiran.html
		消防団員等公務災害補償等共済基金	平成9年4月1日	消防庁防災課	03-5253-7525	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/svokan/ichiran.html
		危険物保安技術協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課危険物保安室	03-5253-7524	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/svokan/ichiran.html
	◎	日本行政書士会連合会	平成15年3月4日	自治行政局行政課	03-5253-5510	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/svokan/ichiran.html
法務省	◎	日本司法書士会連合会	平成14年12月19日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	http://www.moi.go.jp/hisho/soshiki/kanbou_minkan_index.html
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	平成15年8月1日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	http://www.moi.go.jp/hisho/soshiki/kanbou_minkan_index.html
財務省	◎	日本税理士会連合会	平成14年10月29日	国税庁長官官房総務課	03-3581-4161 (内線3610)	http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishiseido/rengokai/rengou.htm
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	平成15年10月1日	保険局保険課	03-5253-1111 (内線3249)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/hoken.html
		建設業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		林業・木材製造業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		鉱業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		中央職業能力開発協会	平成10年7月1日	職業能力開発局能力評価課	03-5253-1111 (内線5943)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/syokunou/siryo1.html
		中央労働災害防止協会	平成12年6月19日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
	◎	企業年金連合会	平成14年4月1日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo1.html
	◎	石炭鉱業年金基金	平成14年12月13日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo2.html
	◎	全国社会保険労務士会連合会	平成15年3月31日	労働基準局監督課	03-5253-1111 (内線5161)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
農林水産省		農林中央金庫	昭和61年9月8日	経営局金融調整課	03-3502-8111 (内線5248)	http://www.nochubank.or.jp
	◎	漁船保険中央会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険管理官	03-3502-8111 (内線6638)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全国農業会議所	平成14年4月1日	経営局構造改善課	03-3502-8111 (内線5167)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全国農業協同組合中央会	平成14年4月1日	経営局協同組織課	03-3502-8111 (内線5223)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全国漁業共済組合連合会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険管理官	03-3502-8111 (内線6635)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
		名古屋中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
		大阪中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
		高圧ガス保安協会	昭和61年10月1日	原子力安全・保安院保安課	03-3501-1706	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_08.html
		日本電気計器検定所	昭和61年10月1日	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	03-3501-1748	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_05.html
	◎	日本商工会議所	平成14年4月1日	経済産業政策局経済産業政策課	03-3501-1674	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html
	◎	全国商工会連合会	平成14年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課小規模企業政策室	03-3501-1763	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html
	◎	日本弁理士会	平成14年8月29日	特許庁総務部秘書課弁理士室	03-3501-0062	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html
	◎	全国中小企業団体中央会	平成17年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763	http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	平成15年10月1日	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/torikumi.html#torikumi
		軽自動車検査協会	昭和62年10月1日	自動車交通局技術安全部技術企画課	03-5253-8590	http://www.mlit.go.jp/jidosha/roadtransport.htm
		日本小型船舶検査機構	昭和62年10月1日	海事局検査測度課	03-5253-8638	http://www.mlit.go.jp/kaiji/kaiji.html
		日本水先人会連合会	平成19年4月3日	海事局海技課	03-5253-8655	http://www.mlit.go.jp/maritime/shikaku/mizusaki2/index.html

(注) 厚生労働省の「企業年金連合会」は、平成17年10月に「厚生年金基金連合会」から名称変更。

(注) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成21年度の指導監督状況

1 事業に関する基準

所管官庁名	特殊法人等関係	法人名	①補助金等に依存していないこと	②①制度的独占事業の有無	③従たる事業にとどまらず、制度的独占事業が法人の置かれたりしていること	④実態上独占とならない措置が講じられていること	⑤独占の弊害を克服する措置が講じられていること	⑥②実態上独占事業の有無	⑦独占の弊害を克服する措置が講じられていること	⑧③手数料等対価の徴収の有無	⑨対価の額・算定根拠がH Pで公表されていること	⑩区分経理等による管理が行われていること	⑪取支状況がH Pで公表されていること	⑫④検査等の基準が客観的に明確であること	⑬⑤外注先選定の透明性が確保されていること	⑭⑥事業の公正性を担保する措置が講じられていること	⑮役員規定が定められていること	21年度の指導状況			
																		指導の結果(基準)	充足事項数		
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	有	○	○	○	無	—	有	○	⑬	○	—	○	○	○	○	無	0	
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	有	—	—	○	無	—	有	⑮	○	○	○	—	○	○	○	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	無	—	—	—	無	—	有	⑮	⑮	○	○	—	○	○	○	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		危険物保安技術協会	○	無	—	—	—	無	—	有	⑮	○	○	○	—	○	○	○	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	○	有	—	—	○	無	—	有	⑮	⑮	○	○	—	○	○	○	無	0	
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	有	—	—	○	無	—	有	⑮	△	21	○	—	○	○	○	有	1	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	有	—	—	○	無	—	有	⑮	△	21	○	—	○	○	○	有	1	
財務省	◎	日本税理士会連合会	○	有	—	—	○	無	—	有	⑮	⑲	21	○	—	○	○	○	有	1	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	無	—	—	—	有	○	有	⑮	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		建設業労働災害防止協会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	⑮	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	⑮	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		鉱業労働災害防止協会	△	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		中央職業能力開発協会	⑮	無	—	—	—	有	○	有	⑮	○	○	○	—	○	○	○	無	0	
		中央労働災害防止協会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
	◎	企業年金連合会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
	◎	石炭鉱業年金基金	○	有	—	—	○	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
◎	全国社会保険労務士会連合会	○	有	○	○	○	無	—	有	⑮	○	○	○	—	○	○	○	無	0		
農林水産省		農林中央金庫	※(下記参照)															—	—		
	◎	漁船保険中央会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
	◎	全国農業会議所	○	無	—	—	—	無	—	有	⑮	⑮	⑮	—	—	○	○	○	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	○	無	—	—	—	無	—	有	⑮	○	⑮	○	—	○	○	○	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		高圧ガス保安協会	○	無	—	—	—	有	○	有	⑮	⑮	⑮	○	—	○	○	○	無	0	
		日本電気計器検定所	○	有	○	○	○	有	○	有	⑮	⑮	○	○	—	○	○	○	無	0	
	◎	日本商工会議所	○	無	—	—	—	無	—	有	○	○	○	○	—	○	○	○	無	0	
	◎	全国商工会連合会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	○	○	○	○	無	0	
	◎	日本弁理士会	○	有	○	—	○	無	—	有	⑮	⑲	⑲	—	—	○	○	○	無	0	
◎	全国中小企業団体中央会	⑮	無	—	—	—	無	—	有	○	21	⑲	—	—	○	○	○	有	1		
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
		軽自動車検査協会	○	無	—	—	—	無	—	有	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		日本小型船舶検査機構	○	有	○	○	○	無	—	有	○	○	○	○	—	○	○	○	無	0	
		日本水先人会連合会	○	無	—	—	—	無	—	無	—	—	—	—	—	○	○	○	無	0	
合計																		4	4		
指導監督基準の充足状況等	21年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	計	4	
	指導監督基準充足状況(法人数)		36	5	4	11	4	20	18	20	16	4	37	37							212
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		97.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	90.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			98.6
	指導監督基準未充足状況(法人数)		1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0			3
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			1.4

【凡例】「—」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑮」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑮」は16FU時点で、「⑮」は17FU時点で、「⑮」は18FU時点で、「⑮」は19FU時点で、「⑮」は20FU時点で、「⑮」は21FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑮+⑮+⑮+⑮+⑮+⑮+⑮) ÷ (○+⑮) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑮) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

2 機関(役員等)に関する基準

所管官庁名	特殊法人等 合理化計画関係	法人名	21年度の指導状況																			充足事 項数			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	⑰	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	⑰	○	無	0			
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	○	○	-	-	⑱	⑲	⑲	○	⑱	○	⑱	⑲	⑲	○	○	○	○	⑱	○	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	○	⑮	⑮	-	-	○	○	○	-	○	⑰	○	○	-	⑮	○	○	⑰	○	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	⑮	○	-	-	○	⑮	○	△	○	⑮	○	⑮	-	○	○	○	⑮	○	無	0	
		危険物保安技術協会	○	○	⑮	○	-	-	○	⑮	○	-	○	⑰	○	⑮	-	○	○	○	⑰	○	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	○	○	⑰	○	-	○	⑰	⑰	○	⑲	○	⑰	⑰	⑰	○	-	-	-	-	-	無	0	
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	○	△	○	-	⑮	○	○	△	○	△	○	○	○	△	△	△	△	△	△	無	0	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	○	△	○	-	△	○	⑱	○	△	○	△	○	⑲	○	△	△	△	△	△	無	0	
財務省	◎	日本税理士会連合会	○	○	-	○	-	⑮	-	-	○	21	○	-	-	-	○	△	○	○	-	21	有	2	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	⑱	○	-	-	○	○	○	○	○	⑱	○	⑲	-	-	-	-	-	-	無	0	
		建設業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	⑭	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0	
		鉱業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	○	○	⑮	⑮	⑳	○	⑮	⑮	⑮	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0	
		中央職業能力開発協会	○	○	⑮	○	○	-	○	○	○	⑱	○	⑮	○	○	○	○	○	○	⑮	○	無	0	
		中央労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	-	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0	
	◎	企業年金連合会	○	○	⑭	○	○	-	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	-	-	○	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	○	○	⑭	○	○	-	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	⑮	⑲	無	0	
	◎	全国社会保険労務士会連合会	○	○	△	○	-	○	⑰	⑰	○	21	○	△	-	-	○	△	△	△	△	△	有	1	
農林水産省		農林中央金庫	※(下記参照)																			-	-		
	◎	漁船保険中央会	○	○	⑳	○	-	○	○	⑳	○	⑮	○	⑳	○	⑳	○	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	全国農業会議所	○	○	⑰	○	-	○	○	⑰	○	-	○	⑰	○	⑰	○	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	○	○	○	○	-	○	○	⑱	○	⑳	○	△	○	⑱	○	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	○	⑳	○	-	○	○	⑳	○	21	○	⑳	○	⑳	○	-	-	-	-	-	有	1	
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	-	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	-	-	-	-	-	-	無	0		
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	-	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	-	-	-	-	-	-	無	0		
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	-	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	-	-	-	-	-	-	無	0		
		高圧ガス保安協会	○	○	⑮	○	○	-	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	-	○	○	○	⑰	○	無	0	
		日本電気計器検定所	○	○	⑮	○	○	-	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	-	○	○	○	⑮	○	無	0	
	◎	日本商工会議所	○	○	△	○	○	-	△	△	○	-	○	△	-	-	○	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	全国商工会連合会	○	○	⑰	○	-	-	○	○	-	○	△	○	○	○	⑰	⑰	⑰	△	⑰	⑰	無	0	
	◎	日本弁理士会	○	○	△	○	○	-	○	○	○	○	○	⑱	○	○	○	○	○	○	⑱	△	無	0	
◎	全国中小企業団体中央会	○	○	⑳	○	○	-	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	△	⑱	無	0		
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	○	⑰	○	○	-	○	⑰	○	○	○	⑰	○	⑰	-	○	○	○	⑰	○	無	0	
		軽自動車検査協会	○	○	⑮	21	⑰	-	○	⑭	○	○	○	⑮	○	⑭	-	○	○	○	⑮	○	有	1	
		日本小型船舶検査機構	○	○	⑮	⑮	⑮	-	○	○	○	○	○	⑮	○	○	-	○	○	○	⑮	○	無	0	
		日本水先人会連合会	○	○	△	○	-	○	○	21	○	○	○	△	○	21	○	-	-	-	-	-	有	2	
合計																							5	7	
指導監督基準の充足状況等	21年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		7	
	指導監督基準充足状況(法人数)		37	37	30	36	16	15	35	35	37	28	37	28	34	34	24	22	23	22	19	22		571	
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	93.8	97.2	97.2	100.0	87.5	100.0	77.8	100.0	100.0	100.0	84.6	88.5	88.0	79.2	84.6	計	93.5	
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	6	0	0	1	1	1	0	4	0	8	0	0	0	4	3	3	5	4		40	
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	6.3	2.8	2.8	0.0	12.5	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	15.4	11.5	12.0	20.8	15.4		6.5	

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑+△+×) × 100
指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉑+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

3 財務及び会計に関する基準

所管官庁名	合特殊 理化法 計人等 画関係	法人名	る会(1) 計企 と業 と理 が会 行計 わ原 れ則 てに 従 い	る会的 計な とそ と他 と処 と理 が基 行準 わに れ従 てつ て	こと(2) と運 余用 裕金 が行 わに わつ れい て適 る切	策合(3) 定、長 され期 れて借 いる入 こと返 が行 画計 場う が	る必(4) 切引 要な当 程度金 とな等 ってが て実業 の適	こと 引当 金が 公表 され てい る増 減	士(5) 以上 の支 支支 算算 額額 五十 億十 円億 計円	21年度の 指導状況	
										準指 充足導 のの 結果結果 (有(基 無)充)	充足 事項 数
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	-	○	-	○	○	⑯	無	0
金融庁	◎	日本公認会計士協会	-	○	-	-	○	○	⑲	無	0
総務省		日本消防検定協会	○	-	○	-	○	○	-	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	-	-	○	○	×	無	0
		危険物保安技術協会	○	-	○	-	○	○	-	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	-	○	○	○	○	○	-	無	0
法務省	◎	日本司法書士会連合会	-	○	○	○	○	⑲	-	無	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	-	○	○	-	○	○	-	無	0
財務省	◎	日本税理士会連合会	-	○	-	○	○	○	-	無	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	⑮	-	○	-	○	○	○	無	0
		建設業労働災害防止協会	-	○	○	-	○	○	⑮	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	-	○	-	-	○	○	-	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	-	○	-	-	○	○	-	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	-	○	-	-	○	○	-	無	0
		鉱業労働災害防止協会	-	○	○	-	○	○	-	無	0
		中央職業能力開発協会	○	-	○	-	○	○	⑮	無	0
		中央労働災害防止協会	⑰	-	○	-	○	○	⑮	無	0
	◎	企業年金連合会	○	-	○	-	○	○	⑰	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	○	-	○	-	○	○	○	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	-	○	-	○	○	○	-	無	0	
農林水産省		農林中央金庫	※(下記参照)						-	-	
	◎	漁船保険中央会	○	-	○	-	○	○	-	無	0
	◎	全国農業会議所	○	-	-	○	○	○	-	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	-	⑰	○	○	-	-	-	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	-	○	-	○	○	○	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	-	○	-	○	○	○	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	-	○	-	○	○	○	無	0
		高圧ガス保安協会	○	-	○	-	○	○	○	無	0
		日本電気計器検定所	-	○	○	-	○	○	⑮	無	0
	◎	日本商工会議所	-	○	○	-	○	○	○	無	0
	◎	全国商工会連合会	-	○	○	-	○	-	⑳	無	0
	◎	日本弁理士会	-	○	-	-	○	○	○	無	0
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	⑮	○	-	○	○	○	-	無	0
		軽自動車検査協会	⑭	○	○	-	○	○	⑭	無	0
		日本小型船舶検査機構	○	-	○	-	○	○	-	無	0
		日本水先人会連合会	-	○	○	-	○	○	-	無	0
合計										1	1
指導監督基準 の充足状況等	21年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	1	0	0	0	計	1
	指導監督基準充足状況(法人数)		20	20	27	8	36	35	17		163
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.4		99.4
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	0	0	0	0	1		1
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6		0.6

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

4 株式の保有等に関する基準

所管官庁名	合特 理殊 化法 計人 画等 関係 理	法 人 名	則等合(1) 行への法 わの除定 な基き業 い金、務 こ拠公、 と出益あ は法る 原人場	なへの法 いの除定 こと出業 は、株 は原式 則会 行社 わ等合	とが拠場は等(2) 記出合出と法 載・、資し定 さ出事をて資 され資業行基 て先報つ金 いの告て拠給 る概書い出業 こ要にる又務	21年度の指導状況		
						有(指 無)導 の結 果の 充足 事項 数	充足 事項 数	
警 察 庁	◎	自動車安全運転センター	-	-	-	無	0	
金 融 庁	◎	日本公認会計士協会	-	-	-	無	0	
総 務 省		日本消防検定協会	-	-	-	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	-	-	-	無	0	
		危険物保安技術協会	-	-	-	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	-	△	⑯	無	0	
法 務 省	◎	日本司法書士会連合会	-	-	-	無	0	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	-	-	-	無	0	
財 務 省	◎	日本税理士会連合会	-	-	-	無	0	
	厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	-	-	-	無	0
			建設業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
			陸上貨物運送事業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
			林業・木材製造業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
			港湾貨物運送事業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
			鉱業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
			中央職業能力開発協会	-	-	-	無	0
			中央労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		◎	企業年金連合会	-	-	-	無	0
		◎	石炭鉱業年金基金	-	-	-	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	-	-	-	無	0		
農 林 水 産 省		農 林 中 央 金 庫	※(下記参照)			-	-	
	◎	漁 船 保 険 中 央 会	-	-	-	無	0	
	◎	全 国 農 業 会 議 所	-	-	-	無	0	
	◎	全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会	-	⑳	⑱	無	0	
	◎	全 国 漁 業 共 済 組 合 連 合 会	-	-	-	無	0	
経 済 産 業 省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0	
		高 圧 ガ ス 保 安 協 会	-	-	-	無	0	
		日 本 電 気 計 器 検 定 所	-	-	-	無	0	
	◎	日 本 商 工 会 議 所	-	○	○	無	0	
	◎	全 国 商 工 会 連 合 会	-	-	-	無	0	
	◎	日 本 弁 理 士 会	-	-	-	無	0	
	◎	全 国 中 小 企 業 団 体 中 央 会	-	21	-	有	1	
国 土 交 通 省	◎	日 本 勤 労 者 住 宅 協 会	-	-	-	無	0	
		軽 自 動 車 検 査 協 会	-	-	-	無	0	
		日 本 小 型 船 舶 検 査 機 構	-	-	-	無	0	
		日 本 水 先 人 会 連 合 会	-	-	-	無	0	
合 計						1	1	
指 導 監 督 基 準 の 充 足 状 況 等	21年度の指導の結果、充足した法人数		0	1	0	計	1	
	指導監督基準充足状況(法人数)		3	6	6		15	
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	85.7	100.0		93.8	
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	1	0		1	
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	14.3	0.0		6.3	

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「㉑」は19FU時点で、「㉒」は20FU時点で、「21」は21FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑+㉒) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑+㉒+△+×) × 100

指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑+㉒+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

5 情報公開に関する基準

所管官庁名	特殊法人等整理 計画関係	法人名	等(1)法人の事務所に備え付けられている資料が	と一般業務・財務等に供されている資料が	H業務・財務等に関する資料が	ら等(2)府省に所管法人の業務・財務に関する資料が備え付けられていること	れる所管法人の業務・財務等に供されていること	一府省のHPで所管法人の概要一覧表が公表されていること	能とされHPから所管法人のHPへの簡便なアクセスが可能	務報(3)府省のHPで所管法人の業務・財務等に関する資料(業情)	法令(4)制度的独占等を行って法人の事業内容及び根拠	同(補)補助金等を受けている法人の名称・金額	と(4)役員に就いている退職公務員等の状況が公表されていること	21年度の指導状況			
														有無	充足事項数		
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	⑬	⑬	○	○	⑬	⑬	⑬	⑬	—	⑬	—	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	⑮	○	○	○	○	○	—	—	○	—	無	0	
		危険物保安技術協会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	—	—	⑮	—	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	○	○	⑭	○	○	○	○	○	○	○	⑮	—	無	0	
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	無	0	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	無	0	
財務省	◎	日本税理士会連合会	⑭	⑭	⑮	⑭	⑭	⑮	○	⑮	⑮	—	○	—	無	0	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	—	⑮	—	無	0	
		建設業労働災害防止協会	⑭	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	—	無	0	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	—	無	0	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	—	無	0	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	—	無	0	
		鉱業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	—	無	0	
		中央職業能力開発協会	⑮	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	○	—	無	0
		中央労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	—	無	0
	◎	企業年金連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	無	0	
農林水産省		農林中央金庫	※(下記参照)											—	—		
	◎	漁船保険中央会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	無	0
	◎	全国農業会議所	⑭	⑭	⑭	○	○	○	○	○	○	—	○	⑭	—	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	○	○	⑭	○	○	○	○	○	○	—	○	⑭	—	無	0
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	—	—	○	○	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	—	—	○	○	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	—	—	○	○	無	0
		高圧ガス保安協会	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑮	⑮	⑮	⑭	—	無	0
		日本電気計器検定所	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	—	○	—	無	0
	◎	日本商工会議所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	無	0
	◎	全国商工会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	⑲	○	—	無	0
	◎	日本弁理士会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	無	0
国土交通省	◎	全国中小企業団体中央会	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	無	0
	◎	日本勤労者住宅協会	○	○	○	○	○	⑰	⑰	⑰	—	—	○	—	無	0	
		軽自動車検査協会	○	○	⑭	○	○	⑰	○	⑰	—	—	⑭	—	無	0	
		日本小型船舶検査機構	○	○	○	○	○	⑭	○	○	○	—	○	—	無	0	
	日本水先人会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	無	0		
合計															0	0	
指導監督基準の充足状況等	21年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	計	0	
	指導監督基準充足状況(法人数)		37	37	37	37	37	37	37	37	22	22	37	4		381	
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉑) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉑+△+×) × 100

指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉑+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

6 指導監督基準の充足状況

所管官庁名	合特 理特殊 化法 計人 画等 関係 係理	法人名	指導監督基準 該当事項数	指導監督基準の充足状況				21年度の指導状況	
				充足事項数	充足率(%)	非充足事項数	非充足率(%)	指導の結果 (基準充足の有無)	充足事項数
警察庁	◎	自動車安全運転センター	44	44	100.0	0	0.0	無	0
金融庁	◎	日本公認会計士協会	40	40	100.0	0	0.0	無	0
総務省		日本消防検定協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	34	32	94.1	2	5.9	無	0
		危険物保安技術協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	40	39	97.5	1	2.5	無	0
法務省	◎	日本司法書士会連合会	43	34	79.1	9	20.9	有	1
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	42	32	76.2	10	23.8	有	1
財務省	◎	日本税理士会連合会	34	33	97.1	1	2.9	有	3
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		建設業労働災害防止協会	38	38	100.0	0	0.0	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		鉱業労働災害防止協会	37	36	97.3	1	2.7	無	0
		中央職業能力開発協会	43	43	100.0	0	0.0	無	0
		中央労働災害防止協会	38	38	100.0	0	0.0	無	0
	◎	企業年金連合会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	39	39	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全国社会保険労務士会連合会	42	35	83.3	7	16.7	有	1
農林水産省		農林中央金庫	(注)	-	-	-	-	(注)	-
	◎	漁船保険中央会	31	31	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全国農業会議所	33	33	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	36	35	97.2	1	2.8	無	0
	◎	全国漁業共済組合連合会	32	32	100.0	0	0.0	有	2
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	34	34	100.0	0	0.0	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	34	34	100.0	0	0.0	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	34	34	100.0	0	0.0	無	0
		高圧ガス保安協会	42	42	100.0	0	0.0	無	0
		日本電気計器検定所	44	44	100.0	0	0.0	無	0
	◎	日本商工会議所	36	32	88.9	4	11.1	無	0
	◎	全国商工会連合会	35	33	94.3	2	5.7	無	0
	◎	日本弁理士会	41	39	95.1	2	4.9	無	0
	◎	全国中小企業団体中央会	40	37	92.5	3	7.5	有	2
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		軽自動車検査協会	41	41	100.0	0	0.0	有	1
		日本小型船舶検査機構	42	42	100.0	0	0.0	無	0
		日本水先人会連合会	31	29	93.5	2	6.5	有	2
合計			1,387	1,342	96.8	45	3.2		13

(注) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。